

2.1.2. 対象とする設備

区分	内容
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有すること（ただし、蓄電池又は非常用発電設備を併設し、停電時にも必要な電力を供給できる場合はその限りではない） ● FIT（固定価格買取制度）による売電は不可。また、令和4年度に運用開始が予定されている FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと ● 導入する設備から得られるエネルギー量が、原則として平時に使用するエネルギー量を考慮した適正な量であること ● 太陽電池出力が 10kW 以上であること（戸建て住宅を除く。） <p>※基準額の算定に用いる太陽電池出力は、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW 単位の小数点以下を切り捨てとする。</p>
上記に付帯する設備	<p>（1）定置用蓄電池（蓄電池設備のみの申請は不可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 定置型（据置型）に限る。 ● 太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること（停電時のみ使用は不可） ● 目標価格以下の蓄電システムであること <p>〈産業用〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2021 年度 産業用蓄電池 目標価格 21 万円/kWh（工事費込み） <p>※太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下「ハイブリッド」という。）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に</p>

係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1kW あたり 2 万円を控除することができる（定格出力の小数点第二位以下は切り捨て）。

〈家庭用〉

●2021 年度 家庭用蓄電池 目標価格 16.5 万円/kWh（工事費込み）

※蓄電池設備の区分（家庭用・産業用）は下記のとおり

区分	蓄電システム 機器仕様
家庭用	4,800Ah・セル未満
産業用	4,800Ah・セル以上

●家庭用の蓄電池設備については、上記に加えて次の①～⑥を全て満たすこと

項目	登録要件
①蓄電池パッケージ	蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること
②性能表示基準	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保

有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示』は次のものをいう。

●初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM 1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

●定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

●出力可能時間の例示

A. 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければなら

ない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

B. 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。

例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

●保有期間

補助金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購

		<p>入設置者) へ注意喚起を行うこと。</p> <p>●廃棄方法</p> <p>使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。</p> <p>【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」</p> <p>●アフターサービス</p> <p>国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。</p>	
	<p>③蓄電池部安全基準</p>	<p>○リチウムイオン蓄電池部の場合</p> <p>蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること</p> <p>※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>○リチウムイオン蓄電池部以外の場合</p>	

		蓄電池部が平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること
④蓄電システム部 安全基準	蓄電システム部が「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること	
※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること	
	※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。	
⑤震災対策基準	蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること	
※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること	
⑥保証期間	メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること	
	※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含	

む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

（2）車載型蓄電池

外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（車載型蓄電池）で、かつ、充放電設備と同時に導入するもの（令和 3 年度経済産業省クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（以下「CEV 補助金」という。）の「補助対象車両一覧」の銘柄）に限る。

令和 3 年度 CEV 補助金の「補助対象車両一覧」が公開されるまでは、令和 2 年度 CEV 補助金の「補助対象車両一覧」を踏まえて申請すること。ただしその場合でも、完了実績報告は令和 3 年度 CEV 補助金の「補助対象車両一覧」に基づき行うこと

http://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/r02/R2_meigaragotojougen.pdf

（3）充放電設備

平時において、太陽光発電設備から電力供給が可能となるよう措置されている場合に限る。

